

仕様書

1. 件名

液晶ディスプレイ等の調達

2. 目的

高輪ゲートウェイオフィスにおいて外付け液晶ディスプレイが未設置となっている執務席へ新たに設置するとともに、川崎本部及び高輪ゲートウェイオフィスにおいて使用している老朽化した外付け液晶ディスプレイを更新する。これにより、職員の執務環境の向上及び業務効率の維持・向上を図ることを目的として、外付け液晶ディスプレイその他関連物品の調達を行う。

3. 調達物品

別表に示す調達物品を納入すること。

4. 調達条件

- (1) 調達物品のうちディスプレイについては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」第6条第1項の規定に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和7年1月28日変更閣議決定）における「電子計算機等」の「ディスプレイ」に係る判断の基準を満たすこと。なお、当該基準への適合については、メーカー等が公表するグリーン購入法適合商品の表示、適合証明資料又はメーカー等への確認により判断すること。
- (2) JIS、ISO その他の公的な規格に定めのある製品については、当該規格に準拠したものであること。特に、電気・電子機器に該当する製品については、JIS C 0950「電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法」（通称 J-Moss）等の該当する規格への適合状況を確認できること。なお、同等品を提示する場合は、発注者が別途指示する日までに同等品の確認協議を行うこと。事前に確認を受けていない同等品による入札参加は認めない。
- (3) 納入時において新品であること。
- (4) 標準的な既製品※であること。
※「標準的な既製品」：メーカーが一般市場において販売するために主要な製品系列の一環として製造する物品で稼働実績を有するものをいう。
- (5) 調達物品のうちディスプレイについては、2024 年以降発売のモデルであること。

- (6) 2 年間以上の保証が付いていること。
- (7) 同等品として承認を受けた製品により入札する場合であっても、同一品目として納入する物品はすべて同一メーカー、同一型番の製品とすること。複数のメーカー又は型番の製品を組み合わせることは認めない。ただし、発注者が仕様上又は納入上やむを得ないと同等品の確認協議時点で認めた場合に限り、同一メーカー内の複数型番又は複数メーカーの製品の納入を認めることがある。

5. 納入期限

2027 年 2 月 26 日（金）

2027 年 1 月末までの納入を目途として可能な限り早期に納入を完了する計画とすること。なお、分割納入も可とする。納入数量の状況その他やむを得ない事情により、2027 年 1 月末までの納入完了が困難な場合は、発注者へ事前に連絡のうえ、納入期限までに納入を行うこと。

具体的な納入日程は、発注者と協議のうえ決定するものとし、複数日程で実施することも可とする。なお、川崎本部への納入作業は、原則として平日日中帯に実施するものとする。また、高輪ゲートウェイオフィスへの納入作業は、原則として平日 18 時 30 分以降に実施するものとする。ただし、土曜日、日曜日又は祝日に実施する必要がある場合は、あらかじめ発注者と協議のうえ、実施日時を決定すること。なお、12 月 29 日（火）から 1 月 3 日（日）までの期間は、納入作業を実施しないものとする。

6. 納入作業

受注者は、本調達物品の納入作業を行うこと。

なお、梱包材等の回収は実施しないものとする。

7. 納入場所

納入場所は、以下のとおりとする。なお、各場所における納入物品の仕様及び台数は、別表に示すとおりとする。

(1) 川崎本部

神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番 ミューザ川崎セントラルタワー
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）
21 階

(2) 高輪ゲートウェイオフィス

東京都港区高輪二丁目 21 番 2 号 THE LINKPILLAR 1 SOUTH

8. その他

(1) ミューザ川崎セントラルタワーについて

- ① 物品搬入に必要なミューザ川崎管理事務所への事前申請手続等は受注者が行うこと。
- ② ミューザ川崎地下駐車場に入出庫可能な車両は、積載物も含めた高さが 3.2m 以下である。なお、駐車料金については受注者の負担とする。
- ③ エレベーターの使用については、ミューザ川崎管理事務所の指示に従うこと。
- ④ 養生箇所及び仕様については、ミューザ川崎管理事務所の指示に従うこと。

(2) THE LINKPILLAR 1 SOUTH について

- ① 物品搬入に必要な THE LINKPILLAR 1 SOUTH（以下、「高輪ビル」という。）への事前申請手続等は、ビル指定の手順により受注者が行うこと。
- ② 高輪ビルに入出庫可能な車両は、積載物も含めた高さが 3.5m 以下、全長 6.5m 以下である。なお、駐車料金については受注者の負担とする。
- ③ エレベーターの使用については、高輪ビル指定運営会社及び搬入管理センターの指示に従うこと。
- ④ 養生箇所及び仕様については、高輪ビル指定運営会社及び搬入管理センターの指示に従うこと。

(3) その他

- ① 受注者は、運搬費、必要な消耗品及び諸経費等全てを見積額に含めること。
- ② 本調達に係る支払いは、納入後、発注者による検収が完了した後に行うものとする。
- ③ 搬入路、納入場所、什器等に損害を与えないよう十分に注意するものとし、万一損害を与えた場合は、受注者の負担において速やかに原状回復を行うこと。
- ④ 納入時又は納入後において、発注者から納入物品について仕様の内容に適合しない旨の連絡を受けた場合には、別途発注者が指示する期限までに交換すること。
- ⑤ 受注者は適格請求書発行事業者である場合、発注者に対し適格請求書を交付すること。

- ⑥ 仕様がない事項又は仕様について生じた疑義については、発注者と協議のうえ解決すること。